

社会福祉法人 仁多福祉社会介護職員等特定処遇改善手当支給要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人仁多福祉社会（以下「福祉社会」という。）に勤務する介護職員等の職員の処遇改善を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 手当の名称は、「特定処遇改善手当」と称する。

(対象者)

第3条 この要綱による特定処遇改善手当の対象者は、福祉社会に勤務する保育所職員を除く事業所の正規職員、嘱託職員、臨時職員及びパート職員とする。

(介護職員等の定義)

第4条 特定処遇改善手当の支給にあたり、次のとおりのグループに振り分ける。

1. 経験・技能のある介護職員（Aグループと称する）

介護福祉士の資格を有し当法人での勤務にかかわらず10年以上の介護業務の経験を有するもの。

介護福祉士の資格を有し、主任として勤務する介護職員。

2. 他の介護職員（Bグループと称する）

3. 介護職員以外の職員（Cグループと称する）

(手当の原資)

第5条 手当の原資は、介護保険事業所に支給される介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算額」という）を充て、不足する部分には事業収入を充てる。

(支給内容及び支給額)

第6条 特定処遇改善手当の支給額は次のとおりとする。

(1) Aグループ

正規職員・嘱託職員・常勤臨時職員	月額	約14,000円
------------------	----	----------

パート職員	月額	約7,000円
-------	----	---------

(2) Bグループ

正規職員・嘱託職員・常勤臨時職員	月額	約7,000円
------------------	----	---------

パート職員	月額	約3,500円
-------	----	---------

(3) Cグループ

正規職員・嘱託職員・常勤臨時職員	月額	約1,500円
------------------	----	---------

パート職員	月額	約750円
-------	----	-------

2 支給額は、第1項の金額を目安とするが、該当職員の定期昇給等と合わせた平均賃金改善額がAグループはBグループの2倍以上、BグループはCグループの2倍以上となるように設定する。

3 改善額及びそれに係る法定福利費の総額が特定処遇改善加算の総額を超えるという条件を満たし、特定処遇改善加算の総額に近い額になるように調整する。また、関係法令、通知等及び仁多福祉会の職員給与に関する各種規程を考慮し適切な額とする。

(支給対象期間)

第7条 関係通知等に示された期間とする。

(支給方法)

第8条 特定処遇改善手当の支給は、1年分を11月15日、5月15日の2回に分けて一時金として支給する。なお、5月の支給時に直前の支給対象期間の確定した特定加算額により支給額を調整して支給する。

(雑 則)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成31年4月12日老発 0412第8号)、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算および福祉・介護職員等特定処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和元年5月17日障発 0517第1号)等関係法令及び通知による。

付 則 (令和元年12月 9日 要綱第 1号)

この要綱は、令和1年12月10日から施行する。